

安芸太田町告示第 2 1 号

令和 6 年告示第 5 4 号（令和 7 年度及び令和 8 年度において町が発注する物品の販売等、小規模な施設修繕、役務の提供及び森林整備業務（以下「物品等」という。）の一般競争入札、指名競争入札又は随意契約に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請手続等）の追加申請期間について、次のとおり定めた。

令和 7 年 3 月 2 6 日

安芸太田町長 橋 本 博 明

1 追加申請期間

令和 7 年 4 月 1 日（火）から令和 8 年 9 月 1 5 日（火）までに持参又は郵送等により提出すべき書類を安芸太田町総務課（広島県山県郡安芸太田町大字戸河内 784 番地 1）に到達させなければならない（到達しない場合は、申請全体を無効とする。）。